

平成31年度

ごみの拠点回収場所で使用する ごみBOX(ごみ集積容器) の設置等を支援します。

ごみを出しやすく、収集しやすい環境を整備するため、
ごみの拠点回収場所にごみBOX(ごみ集積容器)を
設置(修理)する費用を支援します。

★申請は、補助金を受けたごみBOXを地域自治組織と利用者が協力して管理することが条件です。地域の皆さんでよくご相談のうえで申請してください。



注意事項

- ① 平成32年3月13日(金)までに設置等が完了する事業が対象です。
- ② 地域長、区長、自治会長及び町内会長など、地域自治組織の代表者から申請してください。
- ③ 3世帯以上が利用するごみBOXに限ります。
- ④ 補助を受けて整備したごみBOXの使用に際しては、次のことを守ってください。
 - ・地域自治組織及び拠点の利用者が協力し、適切に管理してください。
 - ・カラス等によるごみの飛散防止等のために使用してください。
 - ・道路や公園など公共施設の使用を妨げないように設置してください。
(設置場所について、申請時に調整させていただく場合があります。)
- ⑤ 万が一、使用に際して事故や損害が発生しても、市は一切の責任を負いません。
- ⑥ 防鳥用ネットの貸与と重複することはできません。どちらかの制度をご利用ください。

※この事業は、可燃ごみ有料指定袋制の収益を活用しています。

お問合せ：まち美化推進課（75-1215）

1 補助金の対象となる事業、補助率等

対象となる事業は、次の2つです。

いずれも、ごみBOX本体に係る経費が補助の対象となります。
なお、設置場所の土地代等は対象となりません。

(1) ごみBOXの購入又は製造

補助率	上限額	留意事項
3/4	140千円 (65千円)	5世帯以下で使用するものは 上限65千円となります。

(2) ごみBOXの修繕

補助率	上限額	留意事項
全額	100千円 (48千円)	5世帯以下で使用するものは 上限48千円となります。

2 申請の方法

記載例を参考に、「ごみ集積容器整備補助金交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えてまち美化推進課へご提出ください。

まち美化推進課

市役所庁舎2階
5番窓口
電話 75-1215

注) 支所での申請や郵送・FAXによる申請はできません。

記載漏れや添付書類の確認が必要なので、お手数ですがまち美化推進課窓口までご持参ください。

3 申請の受付期間

受付期間：4月1日（月）～12月27日（金）

注) 申請の受付順に補助金の交付を決定し、申請額が予算額に達した時点で受付を終了することがあります。また、上記の期間に申請額が予算額に満たない場合、受付期間を延長することがあります。

4 申請前に必要なこと

- ① 申請者と実際の利用者がよく話し合い、整備する場所、整備後の維持管理の方法や担当者を決定してください。
- ② 設置場所の土地の所有者及び使用者の同意を得てください。
(別記様式第2号)
- ③ 道路等の公共用地に設置する予定の場合、事前にまち美化推進課へご相談ください。
- ④ 事業の見積書を取得してください。できる限り複数の事業者へ見積を依頼し、効率的な事業の実施に努めてください。
申請後に事業の内容を変更する場合、見積書の再提出や変更申請が必要となることがあります。事前に関係者で十分に相談して、購入する商品等を選定してください。

5 申請書の添付書類

- (1) 設置場所の位置図とごみBOXの配置図 1部
- (2) 事業の見積書 1部
- (3) 土地の所有者及び利用者の同意書 1部
- (4) ごみ集積容器の設置に係る誓約書 1部

※ その他、状況に応じて追加で必要書類の提出を求めることができます。

6 Q & A (想定されるご質問等)

Q1：1つの場所に複数のBOXを整備することはできますか？

A1：必要と認められる範囲で、複数のBOXを整備することができます。この際、BOX1点ずつに補助金の上限額を適用します。

Q2：複数の場所を申請することはできますか？

A2：できます。ただし、場所ごとに申請していただく必要があります。

Q3：申請が予算額を超えた場合はどうなりますか？

A3：受付順に審査し、予算の範囲内で交付決定します。予算額を超えた申請は、次年度で措置する予定です。(お約束はできません。)

